

唐津市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市人権教育・啓発基本方針の理念に基づき、一人ひとりが個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っていること又は行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。）である2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、かつ、相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップに基づく養子縁組の場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者

の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、本市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対しパートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領書の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対しパートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（第3号様式。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（第4号様式）に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 一方又は双方が本市外に転出した場合（次条に定める場合を除く。）

(自治体間での相互利用)

第9条 宣誓者が本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用届出書（第5号様式）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証（継続使用の手続がなされたものに限る。）を本市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して受領証を使用している者が前条第1号若しくは第2号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続している受領証の再交付については、第7条の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。